平成２８年（フ）第２８０号
静岡県沼津市西椎路856番地の１　エルディムわかまつ102
債務者　二ノ宮利春
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
静岡県裾野市茶畑60番地の７
債務者　芹澤　秀代
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
静岡県沼津市大岡833番地の１　石田団地Ｈ３－402
債務者　渡邉のり子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
静岡県富士宮市朝日町16番４号　エンゼルハイム富士宮110号
債務者　関　さゆり
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１４１５号
名古屋市中川区澄池町11番９号　コーポふかみ101号
債務者　矢野真由美
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２９号
愛知県津島市宮川町１丁目59番地１
債務者　大木　一雄
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３０号
愛知県津島市宮川町１丁目59番地１
債務者　大木　笑子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９号
香川県高松市亀田南町167番地４
債務者　冨田　雄人
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９７号
北海道白老郡白老町字萩野84番地163
債務者　深瀬　雅子（旧姓手代森）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
北海道室蘭市新富町１丁目11番６号
債務者　成島　　昇
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
群馬県館林市堀工町1667番地の２
債務者　金谷　敏江
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７２号
島根県安来市荒島町2739番地27　柳団地Ａ棟518号
債務者　松本　亜美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
松江市山代町712番地　市営来美アパート３号棟401号、前住所松江市青葉台７番21号
債務者　藤田　琢也
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８号
茨城県日立市金沢町２丁目25番17―202号
債務者　海野美恵子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第７４５号
神戸市東灘区住吉本町３丁目３番44号
債務者　生駒　琢磨
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１７号
神戸市垂水区狩口台４丁目26番406号
債務者　濱里　敏子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３号
和歌山県新宮市谷王子町３番地の２　シャトーしんぐう　408
債務者　安田　暁生
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　和歌山地方裁判所新宮支部